事業者排出量削減計画書 (新規) 変 更)

(あて先)京都	邓知事			平成18							
住所(法人にあって)	は、主たる事	路務所の所在地)	B	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は							
				日本生命保険相互会社							
大阪市中央区令	今橋3-	5-12		代表取締役社長 岡 本 圀 衞							
				電話	-	, 123					
		€例第18条第1項(第	18条第2項、第	18条第3項)の規定	により提出し	ます。					
	生命保険	業									
主たる業種											
該当する事業	区 京都	府地球温暖化対策条	例施行規則第1	.0条第1号該当事業	者 (大規模エ	ネルギー使用事業	食者 (原油に対				
者要件	算して1,500キロリットル以上)) ア 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック)										
						(大規模運送事業	者(トラック				
		バス100台以上/タク				の祖内が用がっ	O 1-18 4 1 1 1 1 1				
	京都,	府地球温暖化対策条 者(二酸化炭素に換	例施行規則第	Ⅰ U 采弗 4 方談 ヨ事 ヽ、ハ1 ト \ \	来者(その他	の温至効果ガス	の大規模排出				
計画期間			<u>昇して3,000下</u> 月 ~	平成 20 年	3 月						
						LILIT 18 - Wille 1. 2					
基本方針		端の運用時間見直しい 同けた省エネ取組への			計画に基つく	排出 カス 削減なり	っひに人居ア				
	War war So										
推進体制		「動産部にて計画的力			ビル管理会社	の協力を得ながら	る入居テナン				
		別的な省エネ取組要詞									
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等		計 画 内 容							
	18-19	全事業所	設備運転時間の	設備運転時間の運用見直しおよび不要照明の消灯徹底ならびに空調温度の適正管理による排出量削減							
	18-19	投資ビル	テナントへの排	テナントへの排出ガス削減協力要請(文書配布等)							
	18-19	投資ビル	ヤサカビルおよ	ヤサカビルおよび三哲ビルの設備改修による排出ガス削減(ビル単体で基準年度値より1-1.3%の削							
	蔵)										
						Take and t					
温室効果ガス				年度 (実績)		(計画)	削減率				
の排出量等		排出区分	The second secon	17)年度		9)年度	(計画)				
	* ************************************		(二酸化	公炭素換算(t))	(二酸化尿)	秦換算(t))	(%)				
	A 事業所等排出区分			7,998 t		7,977 t	-0.3				
	B 輸送車両排出区分 C その他排出区分			t		t					
	排出合計		*1	7,998 t	* 2	7,977 t	-0.3				
その他の地球	排血合計		*1			1,911 t	-0.3				
温暖化対策に				目標年度 取組量等		(計画) (二酸化炭素換算(t))					
よる温室効果			(整備面積)	议租重等 ha	(吸収量)		/				
ガスの削減量		大材の利用	(利用量)	па та		t +	/				

7,998 t (+2)-(+3) (排出合計-削減等合計) 7977.1 -0.3 * 1 1. 投資ビル (11ビル) については、テナント入退居および負荷設備の変更等により排出量が変動するため、本計 画書の作成においては、目標年度まで変動が無い事を前提に作成している。

基準年度 (実績)

特記事項

等

2. 投資ビルの設備運用見直しについては、17年度運用実態を解析し、18年度中に運用案を検討作成の上、19 年度からの実施を目指す。

kwh (削減量)

GJ

kwh

(削減量)

(削減量)

t.

削減率 (計画)

0.0

目標年度 (計画)

力又は熱の供給

差引排出量

リーン電力の購入

自然エネルギーを利用した電

削減量等合計

3. その他の環境対策
「ニッセイの森」づくりをはじめとした国内の緑化活動を展開。(京都府下:ニッセイ綾部の森 - 綾部市釜輪町 奥 山国有林、ニッセイ井手の森-綴喜郡井手町 井手山吹山国有林)

連	絡	先	担	当		部	署	
			担	当	者	氏	名	
			住			P v H	所	
			電	話		番	号	
			フ	アクラ	シミ	リオ	肾号	

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

(売電量)

(熱供給量)

(購入量)

- 2 「悪事年度」とは計画例前の前年度を、「も様年度」とは計画例前の最終年度をいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。